

唯物論研究協会 第 47 回総会・研究大会 プログラム・レジュメ集

2024 年

10 月 26 日 (土)・27 日 (日)

於：東洋大学 白山キャンパス 6 号館

2024 年度 唯物論研究協会 第 47 回総会・研究大会 【プログラム】

■■ 10 月 26 日 (土) ■■

10:30～12:00 《テーマ別セッション》

環境思想部会 (オンラインにて開催)

上柿崇英 (大阪公立大学)

グリーン成長主義、脱成長主義、あるいは環境加速主義——環境思想の行方と対抗軸をめぐる考察

13:00～14:20 《総会》

14:30～17:30 《シンポジウム》

「ポスト・グローバリズム」時代の暴力と抵抗——
帝国主義の復活？

報告：森原康仁 (専修大学)

「エコノミック・ステイクラフト」とは何か
——「分断」時代の世界経済——

太田和宏 (神戸大学)

「グローバル・サウス」の矛盾と抵抗

大屋定晴 (北海学園大学)

新自由主義的帝国主義の存続と変容
——地理的不均等発展の二重の論理から——

司会：鈴木宗徳（法政大学）

■■ 10月27日（日） ■■

10：00～12：00 ≪ 個人研究発表 ≫

第1会場

石井潔（放送大学）

保守主義批判としての『高慢と偏見』

佐久間啓（同志社大学・院）

「修正主義論争」再考——ベルンシュタイン・カウツキー・ジョレスの「革命的改良主義」——

第2会場

楊逸帆（青醒人共生文化智庫、東呉大学哲学研究科・院）

〈ユニバース〉と〈メタバース〉の二重プレッシャー——人工性が〈世界〉から独立したら——

孫宜燮（ソン・ウィソップ）（一橋大学・院）

ホームレス研究における「統合論」と「解放論」という二重性：岩田正美氏と青木秀男氏の研究から考える

12：15～13：45 ≪ ラウンドテーブル ≫

① 「若手研究者」企画

② 平和博物館・新自由主義・観光立国——立命館大学国際平和ミュージアム第2期リニューアルから見た課題——

14：00～17：00 ≪ 分科会 ≫

第1分科会：環境問題と科学

——リスクコミュニケーションの射程と、見過ごされるもの

報告：佐藤克春（大月短期大）

リスクコミュニケーション——環境リスク受容の手續きの正当性——

石川洋行（明治学院大）

地域社会と科学的知の生産を架橋する

——「科学災害」としての原発事故、またその後の社会人類学的観点から——

司会：新井田智幸（東京経済大）

第 2 分科会：今なぜ多様性なのか？

——「多様性（ダイバーシティ）」概念を性と生の現実から問う

報告：杉田真衣（東京都立大）

ダイバーシティ推進時代の性的マイノリティ——若者たちの語りから——

池谷壽夫（元・了徳寺大）

性と生のポリティクスとしての「多様性（ダイバーシティ）」

——新自由主義的統治としての「多様性」——

司会：丸山啓史（京都教育大）

第 3 分科会：哲学、思想、「人類史」のイデオロギー的位置

報告：片岡大右（東京大）

デヴィッド・グレーバーとマルクスの理論伝統

百木獏（関西大）

「資本とイデオロギー」を本気で考え直す：ピケティの挑戦

司会：三崎和志（慈恵医大）

10 月 26 日 (土) 報告要旨

《テーマ別セッション》 10:30-12:00

環境思想部会

上柿崇英 (大阪公立大学)

グリーン成長主義、脱成長主義、あるいは環境加速主義
——環境思想の行方と対抗軸をめぐる考察

《シンポジウム》 14:30-17:30

「ポスト・グローバリズム」時代の暴力 と抵抗——帝国主義の復活？

趣意書

報告要旨

森原康仁 (専修大学)

「エコノミック・ステイクラフト」とは何か
——「分断」時代の世界経済——

太田和宏 (神戸大学)

「グローバル・サウス」の矛盾と抵抗

大屋定晴 (北海学園大学)

新自由主義的帝国主義の存続と変容
——地理的不均等発展の二重の論理から——

《シンポジウム》

「ポスト・グローバリズム」時代の
暴力と抵抗——帝国主義の復活？

【趣意書】

二つの戦争と超大国

開戦から2年以上が経つロシアによるウクライナ侵攻、たった半年で死者が3万3,000人を超えたイスラエルによるガザ攻撃と、深刻な侵略や虐殺が相次いでいる。これらの戦争の背景と停戦すら実現できない現状を考えると、超大国がめざす世界戦略、とりわけ物質的利害についての洞察を欠かすことはできない。いかなる独占資本の利害を背景に大国は政策を決定し、どのような利害関係の布置のなかに世界は置かれているのだろうか。

二つの戦争に対するアメリカ合衆国の姿勢は大きく異なっており、その二重基準が批判されている。ウクライナ侵攻についてロシアの国際法違反を非難するアメリカであるが、ジェノサイドに等しいガザ空爆の惨禍を前にしても、イスラエルへの武器供与をつづけ、国連による停戦決議にくり返し拒否権を行使してきたのである。シオニズムがまぎれもなく植民地主義の側面をもつことに留意するならば、パレスチナの民衆の虐殺を止めようとしめないアメリカは、100年以上つづく帝国主義とレイシズムの歴史をいまだ頑なに反復しているとも言えよう。

帝国主義から〈帝国〉の時代へ

つとに指摘されるように、第二次世界大戦後に植民地からの独立を果たした諸国において、脱植民地化は十分に果たされなかった。それは、旧宗主国の側がそれまでの振る舞いを改める、いわば「脱帝国化」が不十分であったことを意味している。途上国への恣意的な開発協力は天然資源の収奪や先住民族の抑圧、そして開発独裁政権（ないし長期保守政権）の温存といった結果をまねき、さらに軍事協力によって従属国化を進めてきた。ただしその一方で、冷戦下の西側先進諸国では左派が一定の勢力を主張できたため、大量生産・大量消費を前提に、一国内での再分配に配慮したフォーディズム型の蓄積体制が成り立つこととなった。一定の保護主義的な貿易政策が自明とされていたのも、この時期である。

その後は、新自由主義の台頭、冷戦の終結、アメリカ一極化という歴史を経て、多国籍企業と金融資本が主役となる、むき出しのグローバリズムないし市場原理主義の時代が訪れる。ベトナム戦争からおよそ30年経ってもなお、アフガニスタンやイラクを攻撃するアメリカの姿から、新しい〈帝国〉についても論じられることになった。アメリカは冷戦後も一貫して、資本の利害を背景に中東、ラテン・アメリカ、アフリカ等に介入をつづけ、各地域に対立・分断や紛争を引き起こしている。また、難民や労働者の国際移動がときに深刻な人道危機を引き起こしたのも、大国の利害が背景にあることは指

摘しておかなければならない。

「ポスト・グローバリズム」期の地政学

現在は、中国の経済発展と軍事大国化によって米中新冷戦の時代に入ったと言われ、インドやブラジルをはじめグローバル・サウスと呼ばれる国々の影響力も大きくなっている。アメリカは、先進国を民主主義陣営、中国やロシアを権威主義陣営と分ける対立の構図を描こうとするが、実際には対露・対中包囲網を形成するために権威主義的な国々とも経済協力や軍事協力を進め、日本もそこに急速に取り込まれつつある。

こうした状況を見ると、市場に対する国家の役割が極小化したと言えるような市場原理主義やグローバリズムの時代は、すでに終わりを迎えたかのようにあり、このことを指して「ポスト・グローバリズム」と捉える向きもあろう。しかし、90年代以降に形成された製造業のグローバル・サプライチェーンは競争関係にある国々を跨いで広がり、これを機能不全に陥らせないよう地政学的リスクを回避することが、各国の政策にとって至上命題となっている。いつの時代も自国の独占資本に有利な市場環境を整備することがブルジョア国家の役割であるが、一時期に比べるとその役割は増大する局面に入り、と同時に国家間の対立を超えて利害は複雑に絡みあっていると見えよう。

その一方で、天然資源や原材料および労働力の供給地として「周辺国」が利用される地理的不均等発展という構造の下では、大土地所有や名望家支配、権威主義的体制といった国内の支配構造は維持されている。そこに「中核諸国」主導の巨大開発が持ち込まれても、旧来の支配秩序や階級構造が維持されるかぎり、民衆の生活は脅かされたままとなるのである。

「帝国主義」の復活？

グローバルなレベルで生起する暴力や格差・分断について理解するためには、イデオロギー的な対立やナショナリズムを超えて、唯物論的な観点から構造的に把握する必要がある。今回のシンポジウムでは、マルクス主義思想のなかで発展した「帝国主義」や「帝国」の概念を手がかりに、「ポスト・グローバリズム」とも一部で呼ばれる国際社会のこの現況を捉えることを試みたい。

シンポジウムでは、次の三つの問いを中心に議論を交わしてみたい。第一に、各国のグローバルな外交・貿易政策や産業政策はどのような利害を背景に生まれ、国家間の対立とどのように関係しているのか。第二に、グローバル・サウスの「開発」は、グローバル化が展開する中でいかなる役割を果たし、また問題を生んできたのか、さらにそれへの対抗と抵抗はどのように取り組まれてきたのか。そして第三に、これまでの帝国主義論や世界システム論の枠組みは、現状を理解する上でどのくらい有効であるか、である。こうした問いを媒介として、顕在化している暴力の背景とそれに対する民衆による抵抗の可能性について検討してみたい。

報告者・タイトル

森原康仁 (専修大学)
「エコノミック・ステイクラフト」とは何か
——「分断」時代の世界経済——

太田和宏 (神戸大学)
「グローバル・サウス」の矛盾と抵抗

大屋定晴 (北海学園大学)
新自由主義的帝国主義の存続と変容
——地理的不均等発展の二重の論理から——

司会：鈴木宗徳 (法政大学)

「エコノミック・ステイトクラフト」とは何か

——「分断」時代の世界経済——

森原 康仁 Yasuhito MORIHARA

(専修大学)

本報告の目的は、近年急速に用いられるようになっていく「エコノミック・ステイトクラフト」という概念の検討をつうじて、「地政学的緊張」下の世界における主要国の政策展開の歴史的な理解を図ろうというものである。報告ではまず、世界経済の「分断傾向」の整理から始め、次にこの概念の用例とそれによって構成されようとしている現実を米国の例を引きながら示す。最後に、現在言説としてこの概念が普及している理由を、ポスト冷戦 20 年間の経験との関係で示したい。

なお、以下では、図表、注記、参考文献等は紙幅の関係ですべて割愛していることをお断りしておく。

1. 世界経済の「分断傾向」

世界経済の「分断傾向」が進行しているようにみえる。これは言説のレベルでは 2010 年代半ば以降に顕著にみられるようになったことだが、足元で重要なことは、「分断」が経済指標においても確認されるようになってきていることである。報告では、このことを貿易、投資および外貨準備という 3 つの視点から整理し、おおむね過去 10 年間に於いて経済的グローバリゼーションがあまりに停滞していることを確認する。

もっとも、2010 年代に入って横ばいを続けているとはいえ、貿易開放度の絶対値は依然として高い水準を維持している。すなわち、世界の貿易開放度は、現時点では第二次大戦後から冷戦崩壊前までの上限はもちろん、ポスト冷戦の 10 年間の上限すら下回っていない。したがって、以上がより長期の時間的経過をともなう生じたポスト冷戦期の極端なグローバル化を覆すものであると即断することはできない。

こうしたことから、ある種の経済学者は、世界経済の「分断」傾向を「パレート支配的な均衡」からの偶発的かつ短期的な逸脱であると考えられる。しかし、こうした想定はナイーブであると考えられるのが、ある種の国際政治学者や国際政治経済学者の発想でもある。報告者は、一方では、グローバリゼーションが完全に逆回転しているという評価はできないと考えるものの、他方では、事実にもとづき生じている変化を素直に評価すれば、後者のような評価を簡単に否定することもまたできないと考えている。いずれにせよ、問題は、直接的には政治的合理性の次元から生じていると考えられるため、過去の経済的現実のみを前提して事態を評価することは不十分であろう。

2. エコノミック・ステイトクラフト——概念と現実の構成

そこで、視点を国際政治に移したい。2010 年代以降、ほぼ死語化していた「地政学」というキーワードが急速に使用されるようになった。さらに米中摩擦が激化した 2010 年代後半には「経済安全保障」というキーワードも急激に用いられるようになっていく。この時期は、WTO 紛争解決システムの機能不全もあいまって、経済が外交、軍事、安全保障の手段として利用されるケースが頻発した時期に当たる。

一方的措置一般は 1990 年代以前にもみられたが、2010 年代に入ると、政治的影響力の行使を目的として一方的措置を發動する「経済的威圧 economic coercion」が目立つようになった。こうした中で、日米をはじめとした「西側」主要国の外交・安全保障当局が急速に用い

るようになり、学界においても注目を浴びようになっているのが「エコノミック・ステイトクラフト economic statecraft」(以下、ES)という概念である。同概念の現代的初出は通商摩擦の激化した 1980 年代に求められるが、ここでは、「軍事的措置を支援するための経済政策」ではなく、「軍事力によらず経済力によって直接『ターゲットの行動・思想の変容』をもたらそうとする」外に向かつての国家の行動として理解しておきたい。

2022 年 7 月 22 日に米上院外交委員会で開催された公聴会「米国の国家安全保障と ES——21 世紀における米国のグローバル・リーダーシップを確実にする」において、ホセ・フェルナンデス国務次官は、「闘い」、「対抗」すべき事柄として、ロシアと中国の動向を取りあげ、具体的な取り組みとして、①同盟国および同志国との連携、②サプライチェーンにかんする取り組み、③食料安全保障政策の 3 点を指摘している。

3. ポスト冷戦期の限界と ES

注意深い読者ならば気づくと思われるが、米国のこうした対外姿勢は 21 世紀になってはじまった話ではない。むしろそれは、すくなく見積もっても米国が明確に覇権を握った第二次大戦以降一貫した姿勢であったというべきである。また、経済的相互依存を他国にたいする強制手段として利用する国家の行動は、いまはじまった話ではない。アルバート・ハーシュマンが『国力と外国貿易の構造』(1945 年)で析出した「外国貿易の影響力効果」で念頭に置いたのはナチス期のドイツであった。資本蓄積に対する系統的な国家支援という意味での ES も 21 世紀になって初めてあらわれたものではない。

つまり、ES 概念を言説ないしナラティブとして理解するには、その用例を整理するだけでは不十分なのであり、こうした概念がいまになって持ち出されている根拠を示す必要がある。では、現在注目されている ES の歴史性はいかなる点に求められるのか。おそらくそれは、1990 年代以降のポスト冷戦の 20 年間の経験との関係で考えられなければならないだろう。以下、2 つの側面に分析して整理してみたい。

第 1 は、「ワシントン・コンセンサス」に典型的にみられる、資源配分における市場の役割の過剰一般化にたいする反省という側面である。

純粋に論理的に考えれば、政府が失敗する場合があるとしても、市場が失敗しないというわけではない。また、市場が政府を完全に代替できるわけでもない。これは、イノベーションにおける経路依存性およびそれともなう複数均衡の問題や、ある種の「戦略部門」の初期段階における過少投資の回避を考えればすぐに理解できることである。ゆえに、はやくも 1990 年代半ばには、そうしたことを批判する議論が方法論の違いを超えてあらわれてきた。しかし、むしろその後の現実の経過をみると、米国経済の「ニューエコノミー」やシリコンバレーの華々しい成功の中で、対内・対外経済政策運営における市場至上主義的、国際主義的傾向がいつそう強まったのは周知のとおりである。

つまり、以上のような論理的想定が大国の政策に反映されるには、偶然的な出来事もふくむ相応の歴史的条件が必要である。こうした条件がそろったのは 2010 年前後であった。その条件とは、具体的には、①金融政策依存のマクロ政策運営の限界が意識されたこと、②現状変更をともなう大国の行動によって外交・安全保障環境が激変したこと、③「西側」主要国の国内政治においてポピュリズムが浸透したことが挙げられる。

第 2 は、ポスト冷戦期の米国一極集中の下で浸透したナイーブな想定が相対化される中で ES 概念が持ち出されているという側面である。ここでのナイーブな想定とは、ソ連崩壊によって米国と対等に競争する主権国家が地球上に存在しなくなった以上、米国主導の「リベラルな国際秩序 (LIO)」が国際秩序形成の唯一の選択肢となりうる(「歴史の終わり」、)というほどの意味である。

ここでは「脅威」がテロリズムなど非国家アクターにずらされる一方で、大国間の大規模な戦争はもはや起こらないと考えられ、国家安全保障の焦点は「低強度紛争」に置かれた。また、こうした中で政府が主導して国内に軍事産業基盤を維持することへの関心も低下した。中国が米国を含む西側主要国からの直接投資によって急激な成長を遂げ、2001年にWTOに加盟したことは、LIOこそ唯一の選択肢であることを裏付けるように思われた。しかし、中国は米国主導のLIOのすべてを受容したわけではなかった。中国は、おおむね習近平政権に移行する前まではLIOの内側での「体制内改革」を志向していたが、習近平政権の中国は新たな国際秩序構築にむけたとりくみを明確に強化するようになっている。

ようするに、中国が米国主導の国際秩序へのコミットメントを明確にしない以上、軍事産業基盤の国外依存を無限定に容認するわけにはいかなくなるし、中国との技術力の格差も国家安全保障の観点からより厳しくコントロールされる必要が出てくるのである。

「グローバル・サウス」の矛盾と抵抗

太田 和宏 Kazuhiro OTA
(神戸大学)

Development（「開発」「発展」）とは時代ごとの社会条件に規定された未来社会の構想であり、またそれを実現する具体的営為である。1980年代以降、現在に至るまでの40余年の間に Development の在り方も変化してきた。本報告では、近年の Development を巡る国際社会の政策と変化、それへの対抗・抵抗の動きについて検討をしたい。

1. 国際開発政策

現在、世界では「持続可能な開発目標」SDGs への取り組みが盛んに行われている。2015年に国連で採択された17の共通目標を2030年までに達成しようというキャンペーンである。そこには貧困や格差、教育、ジェンダー、雇用、環境問題など世界の抱える重要な課題が含まれ、「だれ一人取り残さない」というスローガンとともに多くの人々の共感を得ているかに見える。グローバル・サウス、「開発」の視点からみれば、このSDGsの取り組みは80年代以降の試行錯誤を踏まえて新しい段階に世界を導く試みのように映る。

1980年代にグローバル・サウスが「構造調整政策」を通じて世界銀行・IMFの主導する国際開発体制に取り込まれる一方、開発体制の周縁部からは貧困・格差、環境問題など深刻な課題に対して「持続可能な開発」「人間開発」「ジェンダーと開発」「参加型開発」などの新しいアプローチが提唱された。それらは開発への新しい視点を提供し部分的な成果をあげつつも、問題を抜本的に解決するまでには至っていない。

2. 新自由主義的開発の転換点？

国際開発体制にとって2000年は一つの画期をなす年といえる。構造調整政策、新自由主義的方策のもと歪みを背景に、世界銀行が社会政策的アプローチを提案し始める。従来、グローバル・サウスの国々に対する融資条件として経済自由化・市場化の徹底と社会政策の縮減を迫っていたのに対して、貧困・格差問題解決に焦点を当てた「貧困削減戦略文書」PRSPの策定と提出を義務づけたのである。そこでは市場原理に反するとして従来排除されてきた社会政策的対応が求められ「ポスト・ワシントン・コンセンサス」とも呼ばれた。ただし、これが新自由主義的政策の根本的転換を意味したわけではない。実際2000年の世界銀行による『世界開発報告』では「貧困」をテーマとして論じながら、貧困者を社会的救済の対象ではなく、潜在的な労働力「資源」として位置づけた。この頃から、教育と健康医療分野の課題が開発政策の重要な柱となる。それは貧困者を「良質な労働力」として再生産し市場に提供することが目的だからである。

こうしたグローバル・サウスの自由化＝世界資本主義体制への取り込みと深刻な社会課題への対処が、国連「ミレニアム開発目標」MDGs(2000-2015)をへてSDGsへと集約され形となっている。しかしMDGsとSDGsは一見同様の課題を共有しているかに見えながら、両者には大きな違いがある。前者は社会的諸問題に対処しつつ、いかにグローバル・サウスを世界資本主義に取り込むのが課題であったのに対して、後者はグローバル・サウスを利用していかにグローバル・ノースの存続を模索するのが目的となった。2008年リーマンショック、2011年欧州経済危機が、資本主義体制の周辺地域ならぬ中心地で生じた衝撃とその後の停滞をいかに打開するかが喫緊の重要課題になったからである。

3. Development のゆらぎ

主流派の国際開発政策を根本的に批判する「批判的開発学」CDS の取り組みがある。「脱開発」(post-development) の流れを汲みながら、単に貧困問題、環境問題、ジェンダーなどの部分的課題の解決を目指すだけでなく、それらを生じている構造的要因を批判的に捉えようとする。そでは市場主義や資本主義体制のみならず、その前提にある近代 modernity、成長神話、普遍主義 universalism に対し疑問を投げかけ、新しい多様性 pluralism を追求しようとする。その試みが実践面で成功しているとは必ずしも言えないものの、主流派からも同様の問題意識が 2010 年代前後から提起されるようになってきた。OECD による「より良い生活指標」、国連による「幸福度」の提唱はその好事例である。グローバル・ノース社会でさえも従来歩んできた近代化と成長路線に疑念を抱かざるを得ない課題や社会的疲弊を経験していることを背景としている。こうして新しい社会構想である Development そのものものが新しい文脈のなかで問われている。

4. グローバル・サウスの「抵抗」

グローバル・サウスからの抵抗はどのように展開してきたのか。グローバル化が進展し現今、サウスが団結しノースに対峙する 1970 年代に見られた単純な構造はみられない。むしろ大半のグローバル・サウスの国々はノースの開発モデルを取り込むことで経済成長をとげてきたし、現在もその路線は変わらない。一方、グローバル・サウスの中も多様である。国によって具体的な戦略が異なるだけでなく、各国社会においても階層、集団によって生活戦略が異なる。いわゆる労働者、住民の立場に絞ってみても目指すところは多様である。それは国家単位の発展モデルが必ずしも唯一の枠組みではなくなっただけでなく、グローバルな資本の動きと増大する国際政策の影響力、また情報社会化が進む中で、さまざまな選択肢を提供されるサウスの人々が分断化され、組織的行動よりも個人レベルの生存戦略を選び取るようになってきたからである。労働運動や農民運動などの階級運動のみならず、NGO 運動や草の根活動すら求心力を減じつつある。「もう一つの発展」をめざして 2000 年代に影響力を持った「世界社会フォーラム」もかつての勢いを失っている。

しかし、貧困、格差、環境等の諸課題が解決したわけでは決してなく、競争がより厳しくなる中、それらはむしろ深刻化・潜在化しつつある。個人レベルの生存戦略に依存する傾向が強まる状況下、現況を大きく変える可能性を持つ契機として、社会運動などの戦略的組織的な動きのほか、海外移民・難民、非合法的暴力活動があげられる。3 億近い人々が国境を超えて移動することで、各国家、とりわけ受け入れ国が築いてきた社会制度・文化は根本的な変容を迫られている。またイスラム国 IS やロシアの武力による国境変更などの非合法的暴力の行使は、現在の国民国家の在り方、国民国家体制そのものを揺るがす。これら従来の基本的枠組みの再構築を迫る事態を生ぜしむるほどにグローバル社会は深刻な歪みと矛盾を抱えていると言えるのではないだろうか。

以上のような問題をより具体的な文脈にそって検討してみたい。

新自由主義的帝国主義の存続と変容
——地理的不均等発展の二重の論理から——
大屋定晴 Sadaharu OYA
(北海学園大学)

二〇二二年二月からのロシア軍のウクライナ侵攻、そして二〇二三年一〇月からのイスラエル軍のガザ地区への武力攻撃は、一九九〇年代以降の新自由主義的グローバリゼーションからの転換点を意味しているのか。それともグローバリゼーションの深層にあった政治経済構造が再び露わなものとなっただけなのか。かつてアントニオ・ネグリらは「帝国」を唱えて二一世紀を展望しようとしたが、米中対立も喧伝される現状は、それとは異なるように見える。ジョヴァンニ・アリギは、その独自のサイクル理論に依拠しつつ、中国の台頭を、武力なき新たな覇権の確立と予測したが、同時にアメリカとの軍事衝突への帰着も否定はしなかった。現実には、アリギの懸念の方に向かっているようである。このような流動的現状においてこそ温故知新の試みが不可欠だと思われる。本報告は「帝国主義」概念に立ち戻り、その再検討を試みる。

1. 冷体制戦崩壊以降の新自由主義的帝国主義

古典的な資本主義的「帝国主義」概念は、かつて一九世紀後半から二〇世紀前半に見られた欧米諸国（+日本）による植民地獲得競争と世界の領土分割、他方で金融資本を中心とする独占資本主義体制の確立を前提として構築された。そこには帝国主義本国での「国民的利害」による階級闘争の緩和、あるいは植民地支配の正統化のための人種差別主義の勃興といった政治的・文化的・イデオロギ的諸側面も伴われた。

しかし第二次世界大戦後、冷戦体制下での脱植民地化、そして多国籍企業の展開と「発展途上」国における域外生産は、古典的「帝国主義」概念の再検討を余儀なくさせた。そして冷戦体制の崩壊と「グローバリゼーション」現象は、「帝国主義」概念そのものの失効さえももたらしたかに見えた。

だが「グローバリゼーション」は「フラット化」などもたらしはしなかった。その歩みは、湾岸戦争、北大西洋条約機構によるユーゴスラヴィア紛争への介入、アメリカ同時多発テロ事件に端を発するアフガニスタンへの米軍侵攻、そしてイラク戦争など、さまざまな地政学的対立と紛争をも伴った。この動向は、「集団的三極帝国主義」、「帝国主義の第三期」、「冷戦体制後の帝国主義」、アメリカの覇権にもとづく「新自由主義的帝国主義」などとも呼称される。問題は、この地政学的状況と、二〇〇七～〇八年の金融危機以降も存続している資本主義体制との連関である。あるいは資本は傾向として、地政学的競合関係を促すのであろうか。アレックス・カリニコスの言葉を借りるとすれば、「資本主義に内在する不均等複合発展への諸傾向が、複数国家体制維持のための強力な遠心力の源泉」であるとすれば、それは今日、いかに貫徹しているのか。

2. 資本の地理的不均等発展と地政学的対抗関係

この問いにたいして、近年のマルクス主義理論には三つのアプローチがあると思われる。第一に、従属論ならびに世界システム論の系譜につながる議論である。これによれば「帝国主義」とは、中心＝周辺関係にもとづく資本主義的分業、ひいてはグローバル・ノースによるグローバル・サウスにたいする経済的・政治的支配にほかならない。そして、その支配の

核心は、労働力価値の国際的差異にもとづく過剰搾取にある。この主張は、サミール・アミンに典型的であり、近年ではジョン・スミスなどに継承されている。第二に、マルクス主義地理学の帝国主義論である。生産資本・商業資本・貨幣資本の地理的集積は、独特な地域構造を形成するとともに、領土的社会組織としての資本主義国家の動向と連動する。そして恐慌の局地的切り換えは、その負担を特定地域に押しつけようとする地政学的対抗関係を惹起する。これが——デヴィット・ハーヴェイによれば——一九九〇年代以降のアメリカ主導の「新たな帝国主義」の内実である。第三に、一九八〇年代にC・ハジミカリスが提唱した「価値の地理的移転」論である。利潤率の均等化メカニズムは、地理的には——各国の政治的動向と関連しつつ——、低賃金の労働集約型産業国から資本集約型産業国への剰余価値の移転を生じさせる。近年のハーヴェイも、政治的・制度的編成を伴った「地域的価値体制」間での「剰余価値の再配分」を指摘している。またC・パーンライターらは、直接投資収益データにもとづいたその実証研究を発表している。

この三つのアプローチに、社会的再生産や軍事産業と国家権力との関係性、あるいは自然（「第二の自然」も含む）の無償的収奪などの論点が組み込まれながら、地理的空間における資本の分散と集中の理論化が図られている。

無論、以上の議論には、たとえば資本の危機傾向をどのように解するか（過少消費説か、部門間不均衡か、利潤率の傾向的低下か）をめぐる齟齬などがある。しかし、これらに通底するのは、資本の地理的不均衡発展の探究にもとづく現代「帝国主義」理解の試みである。

3. 広義の地理的不均衡発展と対抗運動

さて資本の空間の地理的編成は、領土密着型社会組織と絡み合い、それを独特なかたちで変容させながら、資本主義的国家へと再編させてきた。そこを基点として、資本の地理的不均衡発展の論理は、さらに広義の地理的不均衡発展の理論に開かれる。帝国主義的関係性のなかにある都市、地域、そして国家のあり方は、それぞれの歴史＝地理的特異性に根ざした経済的・社会的・政治的・文化的諸条件と連関する。この「歴史の決定不全性」の分析を課題にするのが、広義の地理的不均衡発展の理論である。それは、歴史地理環境を理解する諸契機を弁別し、その偶然性と矛盾とをはらんだ実践的展開の考察を目標とする。

そして、この開かれた理論は、帝国主義への抵抗運動を考察するさいの知的手がかりにもなる。私見では、現代マルクス主義理論には、新自由主義的グローバリゼーションへの対抗運動にたいして三つの解釈があった。第一に、ネグリらの「マルチチュード」論に代表された変革主体断絶論、第二に、組織的賃金労働者を対抗運動の中核と見なしたカリニコスの変革主体連続論、第三に、資本―賃労働関係や全般的商品化に一定の主導性を認めつつ、現代資本主義社会の多様な矛盾を接合するような対抗運動を展望した媒介的変革主体論である。アミン、ハーヴェイらの議論は、この第三の部類にあたる。そして、この第三の立場の理論化にあたって再びわれわれが見いだすのは、地理的不均衡発展の二重の論理なのではある。

4. 日本は「亜帝国主義」国家なのか

こうして帝国主義の現代的展開は、資本の地理的不均衡発展と広義の地理的不均衡発展の交差点において理解されるのかもしれない。本報告は、この見地から、新自由主義的帝国主義の存続と変容を考える。そして可能であれば、現代日本の国際的位置についても、その検討を試みたい。「グローバル経済大国」をめざした現代日本国家は、アメリカ覇権のもとでの「亜帝国主義」国家でもあるのか——これがもう一つの論点である。

10月27日(日) 報告要旨 《個人研究発表》 10:00～12:00

第1会場

石井潔 (放送大学)

保守主義批判としての『高慢と偏見』

佐久間啓 (同志社大学・院)

修正主義論争」再考——ベルンシュタイン・カウツキー・ジョレスの「革命的改良主義」——

第2会場

楊逸帆 (青醒人共生文化智库、東呉大学哲学研究科・院)

〈ユニバース〉と〈メタバース〉の二重プレッシャー——人工性が〈世界〉から独立したら——

孫宜燮 (ソン・ウィソップ) (一橋大学・院)

ホームレス研究における「統合論」と「解放論」という二重性：岩田正美氏と青木秀男氏の研究から考える

《ラウンドテーブル》 12:15～13:45

「若手研究者」企画

平和博物館・新自由主義・観光立国——立命館大学国際平和ミュージアム第2期リニューアルから見えた課題——

報告：市井吉興 (立命館大学)

《分科会》 14:00～17:00

第1分科会：環境問題と科学——リスクコミュニケーションの射程と、見過ごされるもの

報告：佐藤克春 (大月短期大)

環境リスク受容の手続き的正当性

石川洋行 (明治学院大)

地域社会と科学的知の生産を架橋する——社会人類学の観点から

司会：新井田智幸 (東京経済大)

第2分科会：今なぜ多様性なのか？——「多様性 (ダイバーシティ)」概念を性と生の現実から問う

報告：杉田真衣 (東京都立大)

ダイバーシティ推進時代の性的マイノリティ——若者たちの語りから——

池谷壽夫 (元・了徳寺大)

性と生のポリティクスとしての「多様性 (ダイバーシティ)」

——新自由主義的統治としての「多様性」——

司会：丸山啓史（京都教育大）

第 3 分科会：哲学、思想、「人類史」のイデオロギー的位置

報告：片岡大右（東京大）

デヴィッド・グレーバーとマルクスの理論伝統

百木獏（関西大）

「資本とイデオロギー」を本気で考え直す：ピケティの挑戦

司会：三崎和志（慈恵医大）

個人研究発表 《第 1 会場》

保守主義批判としての『高慢と偏見』
——「秘密のラディカル」としてのオースティン——
石井 潔 Kiyoshi ISHII
(放送大学静岡学習センター)

オースティンは、一般的には、時代や社会の荒波とは切り離された静かな田舎で生活する数家族の限られた登場人物たちの狭い人間関係の中だけで全ての出来事が完結する「閉じられた」世界の物語の作者であると見做されることが多い。これに対して、『文化と帝国主義』(1993)に収められているサイドの有名な論文「ジェーン・オースティンと帝国」は、『マンスフィールド・パーク』に即して、西インド諸島の砂糖プランテーション経営の問題の取り扱いが物語全体の構成と有機的に関連しており、帝国主義的な植民地の支配を支えるイデオロギー的な関係が家族間あるいは家族内の人間関係に忠実に反映されていることを明らかにし、オースティンの世界が同時代の社会の「外部」にあるわけではないことを示している。

しかし、彼女の作品と彼女の生きた時代との関係には、単なる時代的「背景」以上のものがある。『分別と多感』『高慢と偏見』という彼女の代表的小説の原型が執筆された 1790 年代は、隣国フランスでは、フランス革命からナポレオン戦争に至る社会的大変動が続き、英国においてもそれに呼応したペインやゴドウィン、ブライスやプリーストリらの啓蒙思想家＝革命支持派が活発な言論活動を展開していた時期であった。また彼女自身も従妹を通じてフランスとのコネクションを持ち、父の運営していた教会学校の生徒の保護者にはウルストンクラフトの支援者も含まれているなど、当時 10 代後半から 20 代前半の社会的関心と知的好奇心に満ちた若い女性として、啓蒙思想とそれに対するパークらによる保守主義的批判の応酬の現場に身を置いていた。

H.ケリーは『ジェーン・オースティン：秘密のラディカル』(2016)で、フランスにおけるジャコバン独裁の成立と英仏間の全面戦争を境として、英国における革命支持派に対する弾圧が強化されるなかで、オースティンは自らのラディカルな教会批判や身分制社会批判、奴隷制批判を彼女の作品のプロットや構成要素に目立たないように、しかし同時代の読者ならば読み取り可能な形で隠し、密やかな抵抗を試みた「秘密のラディカル」であったという立場から、主要な作品の再解釈を行っている。

例えば『高慢と偏見』において嘲笑的に扱われるコリンズ牧師が薦める女性の「正しい」生き方についての助言集の著者フォーダイスはウルストンクラフトの『女性の権利の擁護』で女性の受動的な生き方を肯定する聖職者として厳しく批判されており、ヒロインのエリザベスが最終的に結婚相手として選ぶダーシーに対して常に対等な関係を求める点にも明確なフェミニズムの視点が反映されているとされる。また作品の題名ともなっている「偏見」はパークのフランス革命論のキータムから来ており、その他にも大貴族への批判や商人階級への高い評価などに著者のラディカルな思想的立場が表れているとされる。

このようなオースティン解釈に対しては、彼女が基本的には保守主義的作家であったとする M.バトラーの『ジェーン・オースティンと思想闘争』(1975)に代表される、ケリーとは相反する見解もあり、報告の中ではそれらの研究の論点も併せて紹介したい。

「修正主義論争」再考

——ベルンシュタイン・カウツキー・ジョレスの革命的改良主義——

佐久間 啓 Kei SAKUMA

(同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科)

十九世紀末に起こった「修正主義論争」とは一体いかなる論争だったのだろうか。一般に、ドイツ社会民主党 (SPD) そして第二インターナショナル全体を揺るがした一大論争は、当時 SPD に入党したばかりだったローザ・ルクセンブルクのセンセーショナルな論文を通じて、「社会改良か革命か」という二者択一をめぐる「修正主義者」と「正統派マルクス主義者」の理論闘争として理解されている。エドゥアルト・ベルンシュタインに代表される修正主義者が、正統派マルクス主義の思弁的傾向を攻撃し、議会制と市場経済の枠内での「社会改良」を唱えた一方で、ルクセンブルクやカール・カウツキー、アレクサンドル・パルブスといった正統派は、その挑戦を真正面から受け止め、権力掌握と計画経済への移行のために「革命」の必要性を改めて強調し、勝利したというものである。

たしかに若きルクセンブルクは、革命を成し遂げるために「ブルジョワ的法秩序」を外から打ち破る「プロレタリアートの独裁」が必要だという急進的な立場を堅持していた。さらに、フリーリヒ・エーベルトらベルンシュタインの「追随者」は、社会主義を放棄した単なる改良主義者 (改良的改良主義者) としてふるまっていた。しかし、両陣営の指導的な地位にあったベルンシュタインとカウツキーは、十九世紀後半を通じた政治経済的状况の変化、すなわちプロレタリアートの「国民化」、議会制民主主義の定着、そして「資本主義の柔軟性」を察知し、既存の国家を外からではなく、その内部から破壊する方法を模索していた。すなわち彼らは、「社会改良か革命か」という二者択一ではなく、「社会改良から革命へ」という内破の可能性を議論していたのである。

それでは、ローザ・ルクセンブルクが提示した大胆な枠組みにおいて忘却されてきた、「社会改良から革命へ」という平和的な移行をめざす「革命的改良主義」とは一体いかなる思想だったのだろうか。本報告では、この問題を考える上で、ベルンシュタインとカウツキーにくわえて、フランスから修正主義論争に積極的に介入したジャン・ジョレスを考察の対象に含める。ジョレスは、共和国の社会主義者として、ドイツ帝国の社会主義者とは別の観点から修正主義を捉え、論争の実践的展開として一八九九年に起こった「ミルラン入閣問題」では独創的な「革命的改良主義」の論陣を張っていた。したがって、ジョレスを通じて、ドイツの理論闘争を相対化し、「革命的改良主義」を多角的に把握できるだろう。

具体的には、第一に、ベルンシュタインの主著である『社会主義の諸前提と社会民主党の任務』を読み直し、その知られざる革命的性格を明らかにする。第二に、カウツキーの『ベルンシュタインと社会民主主義の綱領』を取り上げることで、ベルンシュタイン批判の要点を確認するとともに、カウツキー理論を改めて吟味する。第三に、ジョレスが第三者の視点からカウツキーとベルンシュタインの論争を総括的に批評した論文「ベルンシュタインと社会主義的方法の発展」と、第二インター・アムステルダム大会で展開したドイツ社会主義に対する根本的な批判を中心に検討する。そして結論として、これまで忘却されてきた修正主義論争における「革命的改良主義」の見取り図の提示を試みる。

《個人研究発表》 第 2 会場

〈ユニバース〉と〈メタバース〉の二重プレッシャー

——人工性が〈世界〉から独立したら——

楊 逸帆 (アドラー・ヨウ) Adler YANG

(青醒人共生文化智库、東呉大学哲学研究科 (院))

本発表の目的は、〈メタバース〉という新たな概念を、我々の時代と将来の技術社会的苦境、特に人類に対する人工の脅威に対する人間の長年にわたる不安に光を当てる方法で概念化することである。

これを達成するために、メタバースを「人工環境」の歴史に位置付け、それを小原秀雄と Noah Yuval Harari に参照した人間、世界、〈ユニバース〉との関連で考察する。ユニバースとは、人間に先行する背景環境であり、人間はそこに位置しているが、人間の意図によって制御できない。この強力な環境で生き残るために、人間は、人工的なものを作り出し、ユニバースによって課された生存の課題に対して、我々の「ハビタット」、すなわち我々が住むことができる〈世界〉を構築し、守り、維持する。こう見ると、世界は最初から人工的なものである。

しかし、我々が住む世界は、主にギリシャ・ローマとユダヤ・キリスト伝統から進化した特殊な人工性、すなわち〈現代人工性〉に支配される。上柿崇英の〈自己完結社会論〉に参照すれば、現代人工性の独特の特徴は、〈意のままになる〉解放を求めることで、多面的なパラドクスを引き起こしている。現代人工性の物事を制御する力を通じて、意のままになる解放を求めれば求めるほど、逆に状況が制御できなくなるだけでなく、人間そのものはより脆弱になり、現代人工性によって制御されるようになる。

上記とビッグデータ、AI、IoT、Code is Law (コードは法である) などの新興技術の出現を踏まえ、次の仮説を提案する。ある時点で、現代人工性は最終的に人間の制御から独立し、我々が置かれている新しい背景環境を形成するかもしれない。この環境は、物質的にユニバースに依存し、ユニバースの影響を受けることができるが、ユニバースの「自然法則」ではなく、この新たな背景環境自身の法則に支配されているため、ユニバースに還元することはできない。新たに独立した〈新現代人工性〉は、もはや我々が自由に利用できる「手段」とはならず、完全に把握することができず、常に人間が「意のままに」働くわけでもない太陽、海、大気ようになる。言い換えると、過去には、我々は生き残るために制御不能なユニバースに対処する必要があったただけであったが、新たな未来には、我々の世界がその存在を継続するために、ユニバースに加えてメタバースと呼ぶ新近代人工性によって形成された新しい制御不能な環境にも適応しなければならない。

この仮説は、人工性に直面したときの我々の実存的不安を、それに「適応」するための生存と進化の圧力として、新たな説明を提供するものであると主張する。つまり、人工性の脅威は、AI 意識の生まれ、テクノ失業、または人類を絶滅させる力から生じる必要はなく、単に、絶えず変動するユニバースと制御・予測不可能なメタバースに直面して生存し適応する手段をますます失う「二重背景環境に絞られている」事態によって十分に生じられるからである。

ホームレス研究における「統合論」と「解放論」という二重性

——岩田正美氏と青木秀男氏の研究から考える——

孫 宜燮 (ソン・ウィソップ) SON Uisob

(一橋大学大学院社会学研究科)

本報告は、ホームレス研究には大きく二つの理念型があると主張するものである。すなわち、一方は、差別研究や解放社会学といった学問を軸にして当事者や運動団体によって形成される対抗文化に焦点を当て、その主体性を積極的に評価しようとした「解放論」である。この場合のホームレス研究は、寄せ場研究を母体として構築されるとし、1990年代に急増する野宿者問題を寄せ場の衰退に伴って寄せ場問題が拡大したものとみる傾向にある。他方、貧困研究や社会福祉学のような領域では、90年代から急増する野宿者問題は主に社会政策の失敗から起因するとみて、その対策として社会運動よりも福祉国家の役割を重視するような傾向にある。これを「統合論」と呼ぶことにする。

「統合論」と「解放論」を代表する研究者として、岩田正美氏と青木秀男氏を挙げられる。本報告では、両氏の著書や研究論文、雑誌論文といった資料をもとに、二つの理念型がいかんにか構築されたのか、またそれらがいかんにか二律背反の関係にあるのかを検討する。

岩田正美氏は、資本と労働の流動性を前提とするグローバル化する現代社会において、雇用のフロー化のゆえに就労と生活が不確かなものとなり、貧困の極端な形態としてホームレス問題が発生することになるが、その生成過程において社会政策も加担しているとみている。ただし、この問題に対応するために打ち出される社会政策は、従来の家族が担当した個々人の生活を統合する機能に対して代替的なものであり、社会統合のための中核な手段となるような両面性もある。すなわち、社会統合を図る社会政策の失敗が社会的排除の問題を生み出すことになり、その結果としてあらわれる極貧層のホームレスを「われわれの社会」の中に統合するためには、より積極的に社会政策を発展させなければならない。

他方で、青木氏は、差別研究と寄せ場研究の議論を継承しながら、ホームレス研究に取り組んできた。氏は、全体主義的な政治権力や素朴な社会政策が唱えるような「社会統合」に対して、それは排除の「タテマエ」であり、また貧困と差別を隠蔽すると同時に「正真正銘の人間」の顔をも隠すような装置であると指摘する。そこで青木氏はホームレス状態のくびとを排除しようとする政治権力に回答する対抗文化をつくり、差別され抑圧された彼らの「人間解放」を成し遂げるべきだと主張する。したがって、青木氏のホームレス研究は、差別研究を系譜としながら「解放論」というべき理念型を構築してきたといえよう。

以上の両氏のホームレス研究から、社会的形成過程にせよ介入の過程にせよ、個人と国家という関係性に重点をおいて社会統合の二通りの意味から「統合論」と「解放論」という理念型が構築されたことが指摘できよう。また、二つの概念がホームレスという現象に対して互いに異なる経験的妥当性を要求しており、しかもその論理的妥当性が担保される意味で二律背反しているといえよう。さらに言えば、それらはホームレス問題に対する社会政策的な介入をめぐる積極的か反省的かという関係性におかれ、(市民社会との積極的な連携を前提とする意味で)福祉国家を成熟させていくための弁証法的な関係にあるともいえる。

《ラウンドテーブル報告》

平和博物館・新自由主義・観光立国

——立命館大学国際平和ミュージアム第 2 期リニューアルから見えた課題——

市井 吉興 Yoshifusa ICHII

(立命館大学)

立命館大学国際平和ミュージアム(以下、「国際平和ミュージアム」)は「平和と民主主義」という立命館大学の教学理念と「平和のための京都の戦争展」という反戦平和を求める市民運動の願いとが共鳴し合い、世界初の大学立の平和博物館として1992年に開館した。開館以来、国際平和ミュージアムは国内外の平和博物館と連携しながら、2005年の第1期リニューアルを経て、戦争体験・記憶の継承とともに、平和創造に向けた研究・教育の拠点となっている。

2018年度より着手された第2期リニューアルには約5年もの歳月が費やされ、2023年9月23日(土)よりリニューアルオープンしている。しかし、大げさな言い方を許していただければ、今次リニューアルは、国際平和ミュージアムが大学立博物館として歴史的に蓄積してきた研究・教育上の成果を手放し、平和創造に共同して取り組む社会的な連帯を揺るがしかねない危機との「闘争」を経て成し遂げられた。

今次リニューアルの過程で何が起こったのか。その詳細については本企画本番に譲るが、その一端は述べておくべきであろう。まず、国際平和ミュージアム事務局の一部職制と一部学芸員(以下、「職員事務局」と称す)が展示構成の審議過程において、民主主義的な手続を軽視し、特定の学芸員を執行部教員の抗議を無視し、排除した。このような「嫌がらせ」と並行して、職員事務局は学内外の学者・研究者の研究成果や意見を排除し、展示からアジア・太平洋戦争における日本の加害責任を後景に退かせる展示構成案を展示業者に作成させた。当然のことながら、彼らの展示構成案は白紙撤回された。

このような職員事務局の「暴走」は立命館学園の最高議決機関で決定された今次リニューアル関連の合意文書から逸脱しているだけでなく、「平和と民主主義」という教学理念を体現した国際平和ミュージアムの存在意義を無視したものにほかならない。ただ、拙稿(市井, 2024)は、彼らの「暴走」を従来の保守的な「歴史修正主義」と短絡的に把握してはならないと指摘した。

本企画では、今次リニューアルを立命館学園の内部問題として矮小化するのではなく、小泉純一郎内閣による「ヴィジット・ジャパン・キャンペーン」(2003年)から取り組まれている日本の観光立国化というコンテクストに位置づけ、リニューアルから見えた諸課題の分析を試みたい。たしかに、今次リニューアルは先のリニューアル後の政治的・経済的な情勢の変化(たとえば、「戦争のできる国づくり」に向けた政治的な諸策動、東日本大震災と原子力災害など)に対応する展示の見直しとして、2015年度より国際平和ミュージアム執行部内部で議論をスタートさせた。しかし、今次リニューアルが直面した諸問題を振り返ると、別のコンテクスト、つまり、日本の観光立国化の下で進められた「文化財保護法改正」(2019年)、「文化観光推進法」(2020年)、「博物館法改正」(2023年)といった新自由主義的な文化政策と平和博物館の関係が論点として浮かび上がってくる。当日は、新自由主義的な文化政策のもとで平和博物館、ならびに大学が抱える課題を参加者とともに確認し、それ打開する方策に向けた論点整理を試みたい。

参考文献

市井吉興, 2024, 「【巻頭言】立命館大学国際平和ミュージアム第2期リニューアルを振り返る: これからの「対話」に向けて」平和教育センター『立命館大学国際平和ミュージアム』

25, 3-8.

追記

参考文献として掲載した拙稿(市井, 2024)をめぐって、2024年度より国際平和ミュージアムの運営に責任を持つ教員から、執行部会議において、私は執拗な「嫌がらせ」を受けた。氏は、リニューアルの過程で職員事務局の「不正」を取り上げて批判した拙稿を非難し、修正を求めるとともに、場合によっては掲載不可とすると会議の場で述べた。この執行部会議には、今次リニューアルの全容を十分に理解されていない新しい執行部の先生方も参加し、私の発言をサポートし、氏の「暴走」にも苦言を呈していただいた。ここの場を借りて、感謝を申し上げたい。最終的には、会議で出された修正点を反映させて拙稿は世に出ることとなったが、氏のやり方は悪辣と言わざるをえない。なお、この執行部会議には「職員事務局」のメンバーも参加していたが、氏の暴走を止めることは一切なかったことを付しておきたい。

このとき、氏は「このような内容が出ることは、国際平和ミュージアムに批判的な右派メディアの攻撃にミュージアムをさらすことになる。ミュージアムを守るためにも修正を要請する」とも述べた。しかし、国際平和ミュージアムを含む平和博物館への近年の攻撃は、右派メディアによる「館の展示は、自虐史観にまみれている」というものではなくなっている。拙稿は、平和博物館に向けられる攻撃を歴史修正主義的なものとして単純化せず、攻撃の特徴を新自由主義的な政策との関わりから把握する必要性を提起している。この点をふまえると、氏の発言は内向き、つまり、新自由主義政策に同調する学園執行部への「付度」としか言いようがなく、また、非常に質の悪い拙稿への「検閲」でしかない。

第 1 分科会：

環境問題と科学——リスクコミュニケーションの射程と、見過ごされるもの

リスクコミュニケーション ——環境リスク受容の手續きの正当性——

佐藤 克春 Katsuharu SATO
(大月短期大学)

1. リスク論の基礎とその政策利用

リスクとは、一般的に「あるよくない事」×「その発生確率」からなる。「あるよくない事」の事をエンドポイントやハザードと言う。「発がん」や「死」、「ある生物種の絶滅」などが考えられ、環境や人間への有害性を、量的に比較衡量しようというものである。

オーソドックスなものとして、Schelling (1968) による確率的生命がある。エンドポイントを人の死に設定し、ある政策によって失われる生命・救われる生命を、人間の死亡率の増減として表したものである。これによって、人の死に関わる規制・政策の相互比較が可能となる。

そしてこれは費用効果分析へ安易に応用されうる。人の死に関わる規制・政策は世の中に多種存在する。化学物質規制、交通事故対策、メタボ健康管理・・・といった諸政策に要する費用をそれぞれ算出し、政策実施によって削減される人の死を比較する。より費用が安く、より多く人の死を削減できる政策を選択せよ、という政策的主張につながる。だが、世の中の種々の政策順位は、リスク論が想定するようなランキングにはなっていない。初期のリスク評価論者たちは、その原因の一つを「リスク認知」に求めてきた。

Slovic (1987) は、異なる社会集団が、原発やオートバイの運転といった種々のリスクをどう認知しているかを比較している。日本では古くから原発の是非に関連し、非専門家つまり素人のリスク認知の「ゆがみ」、「バイアス」がどこから生まれるのかについての研究が行われてきた(田中 (1982), 小林・土屋 (2000))。素人は原発のリスクを過大に認知しており、それをいかに取り除き、専門家が認知する真のリスク認知に近づけていくか、という観点である。

そのために、「相手方の理解」「信頼」を得るためのコミュニケーションが重視され、これが初期のリスクコミュニケーションの内容を占めていた。原発付近に存在する数々の PR センターはその物的存在である。

2. リスク論の批判的検討

こうしたリスク論の政策主張に対する批判は多角的に考えられる。

第 1 に、不確実性の存在である。例えば、福島第 1 原発事故以降の低線量の被ばくをめぐる論争がこれにあたる。一般的に年間 100mSv 未満の被ばくでは健康リスクの上昇は経験上観察されていないとされる。だがこれは、立証するには膨大な被ばくのサンプルが確保できないため、データとして定量化が難しいのであって、安全性が確証された訳ではない。よく分かっていないのである。

第 2 に、環境基準における価値判断の領域の存在である。WHO が提唱する TDI (Toxic Daily Intake : 耐用一日摂取量) は、日本の土壤環境基準にも用いられている。これは、ばく露状況にあつて、一生涯にわたって 10 万人に 1 人が発がんするレベルをもって濃度基準とする。例えば、土壌含有量基準は、70 年間 (一生涯) 汚染土壤上に住み、1 日当たり子供 200mg、大人 100mg の土壌摂取を想定している。その場合に、10 万人に 1 人が発がんする土壌濃度を環境基準としている。なぜ 10 万人に 1 人ががんなのか、ということへの明確な答えはない、割り切りをしている。また、多くの有害化学物質の人体へのリスクの定量化

においては、有害性評価に動物実験が用いられる。その際に、種差・個体差を考慮し、100 倍以上の安全係数がかけられる。この安全係数は研究者によって異なる。専門家によるリスク評価は、客観的・価値中立では「ない」のである。

第 3 に、破滅性のハザードの存在である。リスクは「あるよくない事」×「その発生確率」からなるが、ハザードである「あるよくない事」が大きすぎる場合である。原発事故のハザードは地域が消滅する規模のものであり、絶対に避けるべきものだとする考えも在り得る。するとそのハザードは ∞ となり、発生確率がいくら低くても、リスクは ∞ となる。事実、ドイツ倫理委員会はこの考え、卒原発を選択した。

第 4 に、リスク分配の不公平性である。往々にして環境政策による健康リスク削減は、交通事故による死亡者数や、たばこによる発がんリスクと比較され、費用がかかるものとして、切り捨てが主張される。だが、その切り捨てが正当性を持つには、切り捨てたことによるメリットが、切り捨ての影響を受ける主体に帰属しなければならない。福島第 1 原発からの汚染水放出は、廃炉費用を負担する東電・政府からはメリットがあるが、批判する近隣諸国にとってはデメリットしかない。医療上の放射線についても同様のことが言える。放射線はどんなに微量であっても、人体にとっては害である。しかしレントゲンなどで使うことによって有利な場合もある。有害性と引き換えに、便益を得るからこそ利用されるのである。「どこまで有害さをがまんするかの量」が許容量であり（武谷（1967））、その手続きの正当性を担保するのが、医療上のインフォームドコンセントなのである。

3. 求められるリスクコミュニケーション

インフォームドコンセントに準ずる手続きを、社会的に行うのが本来のリスクコミュニケーションだと報告者は考える。本来、リスクコミュニケーションは専門家が素人に一方的に行うだけでなく、双方向的な局面も含まなければならない。扱われるべき情報としては、①リスクと便益の性質、②代替案の情報、③リスクと便益に関する知識の不確実性、④管理に関する情報、が挙げられる。

現実の環境政策の決定過程、また現実のリスク負担は不平等性を伴い、多分に権力的・階級的なものである。リスクコミュニケーションにおいて決定的に重要なことは、潜在的にリスクを負担する可能性がある社会的集団が持つ対抗力へのエンパワーメントである。アメリカにおける環境正義に関わる議論はこれにつながる（Shrader-Frechette（2002））。

4. 主要参考文献

武谷三男（1967）『安全性の考え方』, 岩波新書.

Schelling, T.C. (1968) *The Life You Save May Be Your Own*. In *Problems, Public Expenditure Analysis*, edited by S.B.Chase, Washington DC: Brooking Institution.

田中靖政（1982）『原子力の社会学』, 電力新報社.

Slovic, P. (1987) *Perception of Risk*, *Science*, Vol.236, pp280-285.

Shrader-Frechette, K (2002) *Environmental Justice: Creating Equality, Reclaiming Democracy*, Oxford University Press.

佐藤克春（2015）『市街地土壤汚染問題の政治経済学』, 旬報社.

地域社会と科学的知の生産を架橋する

——「科学災害」としての原発事故、またその後の社会人類学的観点から——

石川 洋行 Hiroyuki ISHIKAWA

(明治学院大学社会学部非常勤講師)

1. 問題の所在と本報告の目的

本報告では、福島第一原発事故において一部行政ないし科学者で行われた(ている)「リスクコミュニケーション」の現状とその問題点を記述し、そうした言葉によって見えなくされている「科学災害」としての事故の問題構図を確認する。ここで「リスクコミュニケーション」という言葉に括弧を括るのには、原発事故後の日本政府や「専門家」が展開する「リスクコミュニケーション」の多くが、健康や環境のリスク規模を評価し、その重要性や意味を社会的に共有し、リスク管理や対策のための意思決定・行動・政策決定を目的として参加者が行うコミュニケーション (WHO 2001) とは全く異質のものだからである。

3.11 以後においては、福島県県民健康調査をはじめとして、行政担当者やそれに連なる科学者の多くが住民の「不安」を払拭することを「リスクコミュニケーション」と呼んでいた例がままたられる。つまり、リスクコミュニケーションが国家政府による民衆のチルアウトと「政治的説得」の方便として使われているのであり、そこでは圧倒的資金力や人的リソースを有する国家科学集団(政治的科学)の権力勾配や利益相反は無視され、声の大きい粗悪な「科学的」議論が押し通される歪な状況が常態化することになる。こうした状況は一般には、科学者集団における「教条主義」の問題として理解されるだろう。

こうした状況をふまえ、マクロな災害記述とミクロな科学言説の双方を架橋し、リスクをめぐる社会的議論の不在とそれがより状況悪化させる悪循環を乗り越える方法を探る。

2. 「全体的社会現象」としての科学災害——総合的な視点から

災害時においては、平常時しばしば隠されている民衆の不満や政治意識が直接に噴出する。災害時は社会問題が一気に噴出し、その社会の脆弱性をすべて抉り出すからである。関東大震災における朝鮮人集団虐殺のように、それが差別感情による不当な暴力として帰結した例もあるが、2011年に発生した東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故の場合、原発事故および所管する東京電力と日本政府に対する日本国民の政治的不満はおおむね正当なものだったと判断してよい。

こうした災害時における集合的沸騰を、本発表では「**全体的社会現象**」(M・モース)として分析することをめざす。とりわけ原発事故は、その事故処理と被害者/地域の範囲がきわめて広範囲かつ長期にわたり、同時に被害の全容把握や特定がほぼなされていないということ、またそうした原因の大部分に科学に対する盲信と無根拠な政治的推進がある点を考慮し、ここでは「**科学災害**」という呼称を提唱したい。

こうした背景には、官産学・マスコミに広く渉る原子力推進勢力(所謂「鉄のトライアングル」)の問題や、強いテクノクラート信仰、立地自治体のモノカルチャー経済依存などがすぐ指摘できる。しかしそうした大元には、**加害企業や規制官庁の責任や事故の記述を消費者の「心理」や「不安」の問題にすり替える語法の横行**があり、こうした結果、現状「**風評**」の擬似社会問題化と、**食をめぐる分断**が確実な社会的帰結として現象している。これらは総論的素描であるが、こうした消費と環境をめぐる混乱をより実証的に、個別の事象に照らして分析していく微視的方法が必要となる。

3. 認識と判断をめぐる情報集合体の崩壊——個別の言語使用から

こうした科学のイデオロギー化に批判がなかったわけではなく、Banal による科学批判や Habermas のイデオロギー化論など、科学論においては古典的な問題である。最近では金森修が晩年提唱した「科学批判学」(金森 2015) はそうした「科学の政治的従属」による実害への危機意識に基づくもので、民主科学協会をはじめとする戦後民主主義勢力による「自治」の擁護によって、科学者集団を批判的に正常化しようとする姿勢がうかがえる。

だがこうした人文的批判は、対象集団の「自治」が根こそぎ破壊されている場合、意味を失ってしまう。従ってこうした現状においては、リスク論がひた隠すイデオロギー性を暴きながら、「科学的」と標榜され拡散されるごまかしに対し、確かさをもった(真の、とあえて言うが)科学で論駁しつつ社会的に共有する複雑な戦略をとる必要があるだろう。

具体的には個別の言語使用に定位した、「科学的」とされる言説の問題点を実例を挙げて解説すれば十分である。頻繁に現れるのは(1)科学的基準の無視 (LNT 仮説の否定やチェルノブイリ法の無視)、(2)臨床データの否定 (小児甲状腺がん患者の否認)、(3)個別の問題を既に「除染済地域」等の別の問題にすり替える (Whatabout 論法)、(4)研究不正や利益相反等に基づく過小評価 (宮崎早野論文問題)、(5)内容に関する議論を人の性格や属性の問題にすりかえる (ad hominem attack)、(6)しばしば冷笑主義を伴う誹謗中傷、などである。

4. 科学と社会の記述方法を模索する

押川正毅がいみじくも指摘するように、科学は個々の事例と理論的外挿の積み重ねによって成立するため、「ここまではわかっている」という前提事実(法や人権といった基準を含む)が共有されない場合、必然的に失敗し屢々社会的損害を引き起こす(「ダメ科学」)。

発表者の目標は、以上のような「科学者論」への問いを開き、粗悪な科学知の生産を批判しつつその科学と社会の交錯的生産の場を問う力動的方法の構築である。そこで、B. Latour のラボラトリー研究、D. Bloor の科学論などいくつかの例を検討し、知の生産現場に対する記述とそこに対する「市民科学」のアクターの潜在的可能性の双方が模索されることになる。その際、C. Lévi-Strauss による「具体の科学」概念は重要な鍵となると思われる。

5. 主要参考文献

影浦峯「あれから 5 年、リスクコミュニケーションが私たちから奪うもの」『現代思想』2016 年 3 月号。

金森修『科学の危機』2015, 集英社新書。

——「リスクと不安」『東洋／西洋を越境する—金森修科学論翻訳集』2019, pp.171-87。

三浦耕吉郎「風評被害のポリティクス——名づけの〈傲慢さ〉をめぐる——」『環境社会学研究』20, 2014, pp

井戸川克隆・佐藤聡『なぜわたしは町民を埼玉に避難させたのか』駒草出版。

山本義隆『核燃料サイクルという迷宮』2024 年、みすず書房。

WHO, Water Quality: Guidelines, Standards and Health, London, IWA. p.317-8.

第 2 分科会：**今なぜ多様性なのか？——「多様性（ダイバーシティ）」概念を性と生の現実から問う****性と生のポリティクスとしての「多様性（ダイバーシティ）」**

——新自由主義的統治としての「多様性」——

池谷 壽夫 Hisao IKEYA

(元・了徳寺大学)

社会的な平等と権利としての「ダイバーシティ」から新自由主義政策としての「ダイバーシティ」へ

「ダイバーシティ」(diversity) という概念は、アメリカでは 1964 年に制定された公民権法第 7 編に基づき翌年に設置された米国雇用機会均等委員会 (EEOC) で「ダイバーシティとは、ジェンダー、人種・民族、年齢などにおける違いのことをさす」とされたことに端を発していた。このようにダイバーシティは、60 年代から 70 年代までは主に公民権運動や女性運動などの社会運動の中で、人種差別解消政策やアファーマティブ・アクション (積極的差別是正政策) など社会で差別されているマイノリティの人々 (黒人や女性など) の雇用機会の平等 (社会的な平等と権利) を保障する文脈において用いられていた。ところが 80 年代になると、ダイバーシティは、次第に企業の組織にとってプラスになるとされ、新自由主義の下で「ダイバーシティ・マネジメント」が積極的に展開されていくようになる。EU 圏では「人種や民族的出身に関係なく、個人間の平等待遇の原則を実施する理事会指令 2000/43/EC」など一連の反差別指令が出される中で、EU 委員会は、人々の間の違いや区別を認める政策だけでなく、EU 諸国における性別、年齢、障害、民族、宗教、性的指向に基づくあらゆる差別に対して的を絞った対策を導入し、そのなかで、「ダイバーシティ」政策が同じく新自由主義政策としてとられていく。

日本では、「ダイバーシティ」(あるいは「ダイバーシティ・マネジメント」) をいち早く 2000 年代初頭から研究・提言してきたのは、経団連 (日本経済団体連合会) や経済同友会であった。とくに政府が成長戦略として打ち出した「日本再興戦略改訂 2015」(2015 年 6 月) 以降、ダイバーシティが「第四次産業革命」や「Society 5.0」に対する重要な組織戦略・人材戦略として、政財界によって積極的に位置づけられていく。この「Society 5.0」構想を強かに推し進めたのは、当時の経団連会長・中西宏明である。そして今日では、故安倍首相も岸田首相も、国会での所信表明演説で目指すべき社会として「多様性を認め合い、全ての人がその個性を活かすことができる。そうした社会」や「多様性が尊重される社会……若者も、高齢者も、障害のある方も、ない方も、男性も、女性も、全ての人が生きがいを感じられる社会」を挙げている。

では、なぜこのように「多様性」や「ダイバーシティ」が重要な概念として日本の政財界で使われるのか、そしてこの概念にはどのようなイデオロギー的意味が含意されているのか。

日本の財界の「ダイバーシティ」戦略の狙い

財界は 2000 年以降盛んに「ダイバーシティ」に関する提言等がだされている。その狙いは 4 つある。①「ダイバーシティ・マネジメント」の促進によって、多様で優秀な「グローバル人材」を国内外から確保し、企業の競争力を高めることができる。②「ダイバーシティ」の導入によってこれまでの日本型雇用システムと労働規制を打ち壊し、「イノベーションを創出する」。③「ダイバーシティ」を取り込むことで、新たな LGBTQ 市場を開拓・拡大する。④「ダイバーシティ」によって企業の社会的責任 (CSR) やブランド価値を社会に

アピールし、投資家の信用をも獲得する。

政府の「多様性」戦略とその特徴—新自由主義的統治としての「多様性」

政府はこうした財界の要請を受けて、2015 年以降 Society5.0 を支える人材の育成・確保に本格的に着手する。その結果、①学校教育では教育 DX による学びの生産性の効率化・最大化と多様性の商品化を旨とする「個別最適な学び」が「協働の学び」とセットになって提起され（中教審答申 2021）、この両者の学びでの主体性が強調される。②経済では「イノベーター的な発想」を生み出すための「人材の多様性（ダイバーシティ）」とそのための「企業の成長性や収益性の向上につながるダイバーシティ経営」がいつそう重視される。これに伴い企業が求める主体性も自分なりに考え主体的に行動する主体性から、さらに多様な他者との協働における主体性にまで拡大される（武藤浩子 2023）。

こうした新自由主義的多様性政策のもとでは、第一に多様性は個人の能力の最大化し、企業の競争力を高めるための戦略である。第二にそこでは新自由主義下で拡大した社会的不平等も差別もそれを支配・再生産している権力関係から切り離され、集团的・社会的なものから個人的なもの（個性）にされる（平等から多様性へ、再配分から差異の尊重・承認へ、社会的責任から家族の責任・個人的責任へ）。しかし第三に、これが日本的な特徴だが、協働とセットにされることで、この多様性すら個人の権利を主張するようなものであってはならず、社会的規範と公共の精神の枠内での多様性とされる。

「多様性」戦略下でのセクシュアルポリティクス

セクシュアルポリティクスも多様性戦略の下では、「フレキシブル」になる。第一に、多様なセクシュアリティも個人と他者との尊重・承認関係の枠内で認められる。しかしここでは両者の間や背後にある社会的権力関係・構造は無視される。例えば、LGBT (IQ) 問題も、文科省の対応のように個別対応の問題とされたり、また LGBT 理解増進法に見られるように、多様性を受け入れる精神（の涵養）の問題とされる。また第二に、性（とその健康）を自己管理できる性的自己統治主体であることが要請される。例えば、性的関係では性的同意という相互の理性的自己決定の手続きを踏めば、あとのリスクは自己の責任とされる。第三に（この点は EU 圏ではすで顕著に見られる）、LGBT (IQ) は、ヘテロセクシュアルな家族を脅かさない限り、そしてそれとの類似性を持つ限りにおいて国家的に承認され包摂される。

参考文献

池谷壽夫 2023 「日本型『多様性』概念と『多様性』教育の問題点」『了徳寺大学紀要』17 号。

ダイバーシティ推進時代の性的マイノリティ

——若者たちの語りから——

杉田 真衣 Mai Sugita

(東京都立大学)

性的マイノリティの権利保障にとっての 2015 年

性的マイノリティの権利保障という点において、2015 年は大きな変化のあった年である。学校教育においては、2010 年の時点で文部科学省が各都道府県教育委員会等に宛てて「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」という通知を出して「性同一性障害のある児童生徒」の「心情に十分配慮した対応」を求めていた。その直接のきっかけは 2009 年に小学生の男の子の女の子としての受け入れを決定した事例であったが、その背景には 2004 年の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行があった。2015 年になると文部科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知において、「きめ細かな対応」の対象を「性同一性障害に係る児童生徒」だけでなく『性的マイノリティ』とされる児童生徒へと広げ、その翌年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」という周知資料を作成・公表した。

家族という領域では、東京都渋谷区で 2015 年 4 月より同性パートナーシップ証明が盛り込まれた「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」（2024 年 4 月より「渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例」）が施行され、東京都世田谷区でも同年 11 月に要綱による同性パートナーシップ宣誓制度が開始された。以降、こうした制度が全国の自治体に広げられていくこととなった。

企業においては、2010 年代に入って LGBT/SOGI をめぐるダイバーシティの推進が謳われるようになった。新ヶ江（2021）によれば、ダイバーシティ推進には二つの動きがあり、その一つは組織内の人材の多様性を活用してイノベーションを起こすダイバーシティ・マネジメント、もう一つはダイバーシティをビジネスチャンスとして商品化していくダイバーシティ・マーケティングである。新ヶ江は 2015 年以降のいわゆる「LGBT ブーム」を仕掛けた電通のダイバーシティ・マーケティングの手法に注目し、LGBT をブランド化するその表象戦略は先述した渋谷区のパートナーシップ証明制度にも直接影響しており、電通によって LGBT マーケティングと社会運動とが結びつけられたと分析している。

性的マイノリティが置かれている状況

こうした動きがあるなか、性的マイノリティの子ども・若者の実際の生活はどのようになっているのだろうか。

認定 NPO 法人 ReBit が 2022 年に 12～34 歳の性的マイノリティを対象に行ったアンケート調査では、過去 1 年に 10 代の回答者の 48.1%が自殺念慮、14.0%が自殺未遂、38.1%が自傷行為を経験したと回答した。また、2020 年に実施された「LGBT と職場環境に関する Web アンケート調査 nijj VOICE 2020」では、トランスジェンダー男性の 28.4%、生まれが女性の X ジェンダー等の 29.1%、トランスジェンダー女性の 44.6%、生まれが男性の X ジェンダー等の 32.1%が、シスジェンダーではレズビアン 17.8%、ゲイ 21.8%、バイセクシュアル女性の 25.5%、バイセクシュアル男性の 37.1%が、過去 1 年間に預金残高が 1 万円以下になった経験があると回答した。

こうした量的調査のデータからは、依然として日本社会において性的マイノリティが生命の危機にさらされる傾向があることがうかがえる。しかし、かれらの具体的な生活についてはこうしたデータからだけでは見えてこない。

若者を対象としたインタビュー調査から

報告者は 2010 年に当時金沢大学の学生であった松野梓の研究に協力するかたちで、レズビアン 3 名、トランスジェンダー男性 3 名、シスジェンダー・ヘテロセクシュアルで性表現が男性的な女性 3 名の計 9 名の若者にインタビューを行った。2018 年には、このうちのレズビアン 2 名とトランスジェンダー男性 2 名に単独で追跡調査を行うとともに、別のレズビアン 1 名、トランスジェンダー男性 1 名にもインタビューを行った。さらに 2023～2024 年には、2010 年に話を聞いたレズビアン 3 名・トランスジェンダー男性 3 名と、それとは別に 2018 年に話を聞いたレズビアン 1 名・トランスジェンダー男性 1 名にインタビューを行った。これら 8 名の若者たちは現在 30 代であり、2015 年の頃には既に学校を出て、働きながら生活していた。

以上の若者たちの学校、仕事や親密圏に関する語りから、日本で性的マイノリティがどのような状況に置かれ、どのように自分（たち）の生活をつくり出してしているのかを浮かび上がらせたい。2015 年からの動きの前と後とでは状況に違いがあることが推測され、さらに若い世代にも話を聞く必要があると考えたため、制度上女性として育った性的マイノリティの 10～20 代の若者 3 名に 2023～2024 年にインタビューを行った。また、2010 年からの調査は日本社会で女性として育てられるとはどういうことかを明らかにするという目的のもとに始めたので対象を（調査開始当時）制度上女性である若者に限定しており、その結果と比較するために 2023～2024 年に実施した 10～20 代の調査でも制度上女性の若者を対象としたが、30 代と 10～20 代の語りの違いが時代の変化によるものなのか性別によるものなのかを検討したく、2024 年には 20 代のゲイ 3 名からも話を聞いた。

報告では、以上の調査で聞くことができた語りから、ここ 20～30 年の日本社会を性的マイノリティの子ども・若者一人ひとりがどのように生きてきたかを描くことを試みる。

引用文献：

新ヶ江章友 (2021) 「ダイバーシティ推進と LGBT/SOGI のゆくえー市場化される社会運動」 岩渕功一編著『多様性と対話』青弓社、44～45 頁

認定 NPO 法人虹色ダイバーシティ NIJI BRIDGE 「コロナ禍の 2020 年、トランスジェンダーの多くが預金残高 1 万円以下を経験」 <https://nijibridge.jp/data/> (2024 年 9 月 16 日最終閲覧)

認定 NPO 法人 ReBit 「【調査速報】10 代 LGBTQ の 48%が自殺念慮、14%が自殺未遂を過去 1 年で経験。全国調査と比較し、高校生の不登校経験は 10 倍にも。しかし、9 割超が教職員・保護者に安心して相談できていない。」 PRTIMES 2022 年 10 月 20 日配信 [https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000031.000047512.html](https://prt看mes.jp/main/html/rd/p/000000031.000047512.html) (2024 年 9 月 16 日最終閲覧)

第3分科会： 哲学、思想、「人類史」のイデオロギー的位置

「資本とイデオロギー」を本気で考え直す：ピケティの挑戦

百木 漠 Baku MOMOKI

(関西大学)

トマ・ピケティは 2019 年に出版した大著『資本とイデオロギー』（邦訳 2023 年）において、新たな角度から「イデオロギー」を問い直している。その著書の冒頭は次のように始まる。「あらゆる人間社会は、その格差を正当化せざるを得ない。格差の理由が見つからないと、政治的、社会的な構築物が崩壊しかねない。だからどんな時代にも、既存の格差や、あるべき格差と考えるものを正当化するために、各種の相反する言説やイデオロギーが発達する」（1 頁）。相反する言説の衝突から、支配的なナラティブがいくつか生じ、これが既存の格差を正当化するのだ、と。つまり、イデオロギーは既存の格差を「正当化」するものとして、言い換えれば、既存の格差の理由を説明する言説として存在する。これがピケティ流のイデオロギーの捉え方である。

「今日の社会では、こうした正当化のナラティブは特に財産、起業家精神、能力主義という主題のもとに構成されている」（1 頁）。能力に富むものが多くの財産を所有するのは当然であり、理に適ったことである。このような「能力主義イデオロギー」こそが、現代の「ハイパー資本主義」下における格差を正当化している。しかし、「こうした公式の能力主義的な言説と、社会の最も恵まれない階級の教育や富へのアクセスの現実との間にはすさまじい亀裂が生じている」（2 頁）とピケティは言う。1980 年代以降に世界のあらゆる地域で格差が拡大し始め、世界の富裕層トップ 1%が世界所得増加の 27%を手に入れるいっぽうで、底辺 50%は 12%しか手に入れないという状況が生じた（28 頁）。現代の「能力主義と起業家精神」イデオロギーは、ますます広がる格差を放置したまま、競争の敗者たちは才能や美徳や勤勉さを欠いていたのだとして自己責任を負わせる装置となっている。こうした歪みの結果として、2000 年代以降には「アイデンティティ政治の過剰と宿命論的な引きこもり」が目につくようになった。

このような状況に対してピケティは、「新しい普遍主義的で平等主義的なナラティブ、平等性、社会的所有、教育、知識と権限共有の新しいイデオロギー」を生み出すことを提唱する。国際的かつ歴史的な視点から「格差レジーム」とイデオロギーを再検討することによって、われわれは「もっとバランスの取れたナラティブを構築し、21 世紀のための新しい参加型社会主義の概略を描き出せる」（3 頁）と力強く宣言する。そのためには格差を政治とイデオロギーの観点から再考せねばならないのだ、というのがピケティの主張である。この分析のために、ピケティは「格差レジーム」という概念を導入する。政治レジームと所有権レジームの両方から格差を分析するための概念装置である。

「格差は経済的なものでもなければ技術的なものでもない、イデオロギー的で政治的なものだ」（7 頁）。これは間違いなく、本書で採用した歴史的アプローチから生じる、最も衝撃的な結論だろう、と彼はいう。ピケティによれば、今日の市場競争から生み出される格差はたんに「経済的なもの」ではない。むしろそれらはすべて「社会的、歴史的な構築物であり、人々が採用することを選んだ法的、税制的、教育的、政治的な仕組みと、彼らが使用を選んだ概念的な定義に完全に依存している」（8 頁）。そしてその選択は、それを正当化するイデオロギーと言説によって支えられている。

生産力と生産関係という下部構造が、法やイデオロギーなどの上部構造を決定するというマルクス主義的アプローチにピケティは異を唱えて、「これに対して私は、思想の領域、政治イデオロギーの領域は本当に自律的なのだと断言しよう」という(9頁)。このことは、現代のハイパー資本主義のもとでも、能力主義や起業家精神とは異なる「別のイデオロギー」をわれわれが構想しうるし、それを政治的に実践・実現しうる、ということの意味していよう。「事実」だけでは、理想的な政治レジームや所有権レジームや税制や教育を実現することはできない、ともピケティは述べている。新たな政治・所有権レジームの実現のためには、新たなイデオロギー——あるいは新たな理念と構想——が必要とされるのだ。

このようにして、ピケティが格差に関するデータを緻密に分析すると同時に、今改めて「資本とイデオロギー」の関係を「本気で」思考しようと試みていることは示唆的である。最終的にピケティが提案するのは「21世紀の参加型社会主義」である。20世紀の中央集権的社会主義の失敗を踏まえたうえで、われわれはいかにして新たな参加型社会主義のイデオロギーを構想・実践しうるのか。「バラモン左翼」の隘路を乗り越えつつ、いかにハイパー資本主義のイデオロギーから抜け出していくことが可能か。グレーバーの壮大な知見とあわせて考える機会にしたい。

デヴィッド・グレーバーとマルクスの理論伝統

片岡 大右 Daisuke KATAOKA

(東京大学)

日本のデヴィッド・グレーバー受容は早く、すでに2002年の雑誌論文「新しいアナキストたち」が『現代思想』2004年5月号の「特集＝アナキズム」中に翻訳掲載されており(安藤丈将・栗原康訳)、その2004年に原著が刊行された初期著作『アナキスト人類学のための断章』の日本語訳も2006年に出ている(高祖岩三郎訳、以文社)。さらに特筆すべきは、後者の訳者によるインタビューを翻訳した日本独自企画までもが、2009年の時点で書籍となっていることだ(『資本主義後のために——新しいアナキズムの視座』高祖岩三郎訳、以文社)。上記3点すべてが表題それ自体のうちに「アナキスト」または「アナキズム」を含んでいることからわかるように、この初期の紹介は、多国籍大企業本位のグローバリゼーションへの対抗運動の文脈で盛り上がりを見せた新しいアナキズムの代表的な理論家としてのグレーバーに注目するものだった。

周知のように、この対抗運動は「新自由主義」概念の普及とともに隆盛を見たものだけれど、より大きく言えば、冷戦終焉後に新たな活力を得た「資本主義」それ自体に対する理論的対応の要請が当時高まりつつあったこともたしかだ。この要請に早い段階で応えようとした有力な試みは、L・ボルタンスキーとE・シャペロの『資本主義の新たな精神』であるが(原著1999年)、当然ながら「資本主義」概念への新たな注目は、『資本論』の著者の仕事の一定の再評価をもたらした。21世紀初頭の日本におけるグレーバー紹介は、独自企画のインタビュー集のタイトルに表れているように、一方では運動の方法におけるアナキズム、他方では理論におけるマルクス主義への関心の高まりという二者を統合する存在として、この人類学者に期待を寄せるものだったと言える。『アナキスト人類学のための断章』では「高等理論」(ハイ・セオリー)に対して「低理論」(ロー・セオリー)の概念が導入され、アナキズムに固有の領域はもっぱら後者であるとされているだけに、マルクス主義や他の理論的枠組に対抗するオルタ

ナティブというよりそうしたものを補完する実践的な方法論としてアナキズムを捉える見方には都合がよかったと言える。

しかし、デヴィッド・グレーバーの著作をもう少し立ち入って読むなら、この人類学者を「赤」と「黒」の新たな出会いを提案する形象としてばかり理解するわけにはいかないことがわかる。彼とマルクスおよびマルクス主義の関係は、一貫して両義的なものだったからだ。

人類学研究の傍らアナキズムの理論と活動に関心を抱いたグレーバーは、初期から繰り返しマルセル・モースのアナキズム的再解釈を提示することで、このフランスの人類学者の今日的な再評価に重要な役割を果たしたが、そこでの理論的賭け金は、まさにマルクス主義を決定的に相対化することにあつた。公刊された最初の著書である『価値論』(原著 2001 年)においてはその点が、特に批判の役割をめぐる議論を通して強調されている。彼はそこで、「存在するすべてに対する容赦ない批判へ」という若きマルクスの言葉を引きつつ、こうした理論的姿勢の帰結を両義的に、したがってその不幸な帰結を含めて評価している。マルクスに典型的な理論的姿勢が、現実のすべてを構造化している単一の全体的なシステムの析出を求めるものだとしたら、モースは対照的に、人びとが生きる社会的現実を、複数の原理の混淆からなるものとして理解していた。批判とは、全体を貫く構造を暴き立てることにあるというよりも、人びとが生きている現実のうちに多元性を見出し、解放へとつながる要素を見定めることにあるというわけだ。

とはいえグレーバーは、マルクスおよびマルクス主義を単純に退けているのではない。モース的姿勢が単なる現状容認に通じうることを認め、マルクス的な意味での批判との補完性を強調してもいる。また彼は最初期の『価値論』から『ブルシット・ジョブ』(原著 2018 年)に至るまで、主流派経済学によって放棄されて久しい労働価値説を重視する観点からマルクスの理論伝統を繰り返し再評価している。しかし、「労働」を物の生産という狭い意味で捉えるのではなく、今日「ケア」として注目されているすべてに関わるものとして拡張するその議論は、結局のところ、マルクス主義の歴史理論としての側面を——とりわけ「資本主義」とその乗り越えという展望に関して——曖昧にしているように思われる。実際、『負債論』(原著 2011 年)の 5000 年史はこの観点からの批判を受けたし、遺著となった『万物の黎明』(D・ウエングロウとの共著、原著 2021 年)で提示された数万年におよぶ人類史もまた、人類の全時代のうちに解放への潜勢力を見出すというまさにその野心のために、未来における決定的な解放を展望する少なからずのラディカル派を大いに失望させている。本報告では、こうした論争的な側面に注目しつつグレーバーの著作を読み解くことで、今日における批判的諸理論の状況の一端を分析し、議論の素材を提供したいと考えている。